

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	7-3
処分の種類	緊急時の措置命令			
根拠法令条例等・条項	公害の防止に関する条例第28条			
処分の概要	異常な濁水等により水質の汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれのある場合、排水の減少その他必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・公害の防止に関する条例 第28条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な処置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>・公害の防止に関する条例施行規則 第16条 条例第28条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、生活環境に係る環境基準をいう。)において定められた水質の汚濁の2倍に相当する程度を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められるときとする。</p>			
基準の制定根拠				